平成２１年（フ）第１２０４９号
東京都江東区潮見１丁目12―８―301
債務者　杉原　慎吾
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０６１号
神奈川県横浜市緑区長津田４丁目17―22―202
債務者　山田　裕俊
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０７０号
東京都板橋区常盤台４丁目10―４―102
債務者　坪内　龍児
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０９６号
東京都江東区南砂４丁目４―２―202
債務者　一宮　雪恵
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０９７号
千葉県柏市大室1395―１　セレーノⅡ―102
債務者　小川　武史
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０９８号
東京都江東区大島５丁目41―８　有我方
債務者　澤地　雅男
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１０３号
東京都北区志茂１丁目15―10―102、住民票上の住所東京都北区王子２丁目９－４―107
債務者　木島真由美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１０４号
茨城県牛久市ひたち野東３丁目32―２―103
債務者　笠原　昭彦
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１０７号
東京都江戸川区西瑞江３丁目21―12　第２コーポ増田203
債務者　入沢　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１０８号
東京都江戸川区西瑞江３丁目21―12　第２コーポ増田203
債務者　入沢　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１１９号
東京都墨田区業平１丁目４－９―805
債務者　古澤　信子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１２３号
千葉県船橋市高根台７丁目５―11―305
債務者　伊藤　好美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１２７号
東京都台東区千束１丁目18―３―201
債務者　清井　純範
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１２８号
東京都品川区荏原２丁目10―７―102
債務者　小泉　てる
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１２９号
東京都大田区東蒲田２丁目４－９―202
債務者　小沼　佳夫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部